

総務委員会会議録

令和8年9月16日（水）
（開 会） 10：00
（閉 会） 10：28

【 案 件 】

1. 議案第90号 令和8年度 飯塚市一般会計補正予算（第2号）
2. 議案第98号 飯塚市消防団員等公務災害補償条例の一部を改正する条例

【 報告事項 】

1. 令和8年熊本地震について（防災安全課）
2. 行政経営戦略推進プラン（後期プラン）の策定スケジュールについて（行政管理課）

○委員長

ただいまから総務委員会を開会いたします。

「議案第90号 令和8年度 飯塚市一般会計補正予算（第2号）」を議題といたします。
執行部の補足説明及びさきの本会議において、審査要望があった件の答弁を求めます。

○財政課長

「議案第90号 令和8年度 飯塚市一般会計補正予算（第2号）」について、ご説明いたします。

「議案第90号」と記載しております補正予算資料の3ページをお願いいたします。表の下に記載しておりますとおり、当初予算編成後に発生した事由により、早急に執行すべき経費と、令和8年6月下旬及び7月上旬の大雨災害に係る災害復旧等に要する経費を補正するもので、歳入歳出予算の総額に1億28万6千円を追加し、844億8911万2千円とするものでございます。

4ページの補正予算概要書をお願いいたします。まず、歳入でございます。国庫支出金、県支出金及び市債につきましては、歳出に計上しておりますそれぞれの事業の財源として補正するものでございます。なお、国庫支出金のうち、物価高騰対応重点支援地方創生臨時交付金につきましては、当初予算で予算措置をしております中学校給食費及び公立保育所・認定こども園給食費の保護者負担軽減分といたしまして、今回、計上しております私立保育所等給食費支援事業費の一般財源に充当する予定としております。

また、繰入金の財政調整基金繰入金につきましては、今回の補正予算に伴う財源調整といたしまして、6183万7千円を減額するものでございます。

次に、歳出についてでございます。民生費、高齢者福祉費の地域介護・福祉空間整備事業等事業費では、高齢者福祉施設の設備更新や大規模修繕等に要する経費に対する補助として、2229万円を計上するものでございます。

次に、児童措置費の私立保育所等給食費支援事業費では、物価高騰の影響を受けている保護者の負担軽減のため、給食費の支援に要する経費といたしまして、5094万円を計上しております。

続きまして、5ページをお願いいたします。災害復旧費につきましては、先ほど申し上げました令和8年6月下旬及び7月上旬の大雨災害に係る災害復旧等に要するものでございます。今回の災害に係る全体事業費といたしましては6584万3千円、被災箇所数は73か所となっております。そのうち、早急に執行すべき復旧費用につきましては、既に予備費で対応いたしましたので、今回の補正予算として計上する額は2705万6千円、12か所分でございます。内訳といたしましては、農業施設、農地、河川の災害復旧費をそれぞれ計上いたしております。

6 ページをお願いいたします。債務負担行為の補正についてでございます。小中学校体育館空調設備設計委託料につきましては、令和 8 年度から順次、小中学校の体育館への空調設備設置に向けた設計を行うものであり、十分な業務期間を確保する必要があることから、期間及び限度額を設定するものでございます。

次に、飯塚鎮西中学校区給食調理等業務委託料につきましては、令和 9 年度からの調理等業務開始に向けた準備期間を確保する必要があることから、同様に期間及び限度額を設定をするものでございます。

7 ページ以降には、今回の補正予算に関連する歳入・歳出予算額の推移表、市債状況表及び基金の状況表を添付しております。このうち、11 ページの基金状況表を御覧ください。令和 8 年度末の残高につきましては、決算状況を反映したものであり、令和 8 年度中増減見込の欄につきましては、当該年度の予算に基づき記載しております。なお、財政調整基金及び公共施設等整備基金への新規積立てにつきましては、令和 7 年度決算における剰余金のうち、地方自治法及び地方財政法の規定に基づき、その 2 分の 1 以上を令和 8 年度に基金へ編入することとして計上しているものでございます。

以上、「議案第 90 号」に関する補足説明とさせていただきます。

○教育総務課長

令和 8 年 9 月 11 日、本会議での本議案に対する議案質疑の中で審査要望として「飯塚鎮西中学校区給食調理等業務委託料に係る飯塚市契約規則第 5 2 条に規定されている契約保証金の取扱いについて」及び「同条第 2 項に規定されている契約保証金の全部または一部免除について」の質疑がありましたので、その回答と、併せて、議案質疑での答弁について誤りがありましたので訂正いたします。

まず、飯塚鎮西中学校区給食調理等業務委託料に係る業務については、令和 8 年度補正予算の議決後、プロポーザル方式による業者選定を行う予定であるにもかかわらず、議案質疑の答弁の際に、既に受託業者が決定し、飯塚市契約規則第 5 2 条第 2 項の免除規定に該当することが決定しているかのような答弁を行い、誤解を与えてしまいましたことを訂正し、お詫びいたします。申し訳ありませんでした。

次に、契約保証金の取扱いについて、ご説明いたします。飯塚鎮西中学校給食調理等委託業務は、プロポーザル方式により受託候補者を決定し、契約に当たっては、飯塚市契約規則第 5 2 条第 1 項により、「契約保証金を納めさせなければならない。」となっております。ただし、飯塚市契約規則第 5 2 条第 2 項の各号いずれかに該当する場合は、契約保証金の全部または一部を免除することができるため、各号の要件に該当するかどうかの確認を行うこととなります。

以上、審査要望に対する答弁を終わります。

○委員長

説明が終わりましたので、質疑を許します。質疑はありませんか。

○秀村委員

1 点だけお願いいたします。一般質問、そしてまた、昨日の福祉文教委員会の所管事務調査でもございましたけれども、確認のためにお願いいたします。体育館空調設備についてですけれども、今回整備する 5 校は、まず、どのような基準で選定されたのか、お願いいたします。

○教育施設課長

さきの本会議の答弁と重なる部分がありますが、ご了承願います。全ての小中学校における熱中症対策は、等しく重要であり、どの学校の子どもたちも大切な存在であることから、純粋に熱中症の危険度だけで 5 校に絞り込むことは、公平性の観点からも非常に困難な判断でありました。そうした中で、今回活用する国庫補助の補助要件を確認いたしますと、単なる児童生徒の熱中症対策にとどまらず、災害時における避難所機能強化も重要な柱として掲げられてお

りました。

本市におきましても、ほとんどの学校屋内運動場は、地域の住民の皆様が避難生活を送るための極めて重要な避難所であり、防災拠点として位置づけられています。そのため、今回は熱中症対策としての緊急性が全校同等であるという前提に立ち、もう一つの柱である災害時の避難所機能強化に着目したものでございます。市の地域防災計画等に基づき、指定緊急避難場所としての指定状況や、地域における防災上の重要度といった客観的な基準を当てはめて整理いたしましたところ、結果として、今回の5校を選定したものでございます。

決して特定の学校を優遇したものではなく、また、軽視しているわけでもございません。国の補助要件である「児童・生徒の安全」と「避難所機能強化」という2つの側面を最大限に満たすための選択であったとご理解いただきたいと存じます。

なお、今回先行する5校以外の学校につきましても、引き続き、早期の設置に向けて全力を尽くしてまいりますので、何とぞ、ご理解とご協力賜りますようお願い申し上げます。

○秀村委員

国は、当初の令和17年度中に100%の整備をしていくとの方針を、令和13年度までに前倒しをして全国の屋内運動場へ空調設備を整備していくという方針を打ち出しております。したがって、避難所指定の小中学校体育館には、早急に整備をする必要があると考えられます。

また、災害時も考えて、昨日も地震が弱かったですけどあっておりますので、対象の25校に対して整備計画を早急に策定し直し、今回の5校以外も含め再検討して、早急にスケジュールを出していただくようお願いして、終わります。

○委員長

ほかに質疑はありませんか。

○藤堂委員

その流れで1点だけ。空調の件なんですけど、2223万9千円の5校の内訳を教えてください。

○教育施設課長

片島小学校、小中一貫校幸袋校、内野小学校、椋本小学校、小中一貫校颯田校の5校でございますけれども、各学校400万円から500万円の計2223万9千円を債務負担行為にて計上させていただいており、発注の際には、再度、精査したいと考えております。

○藤堂委員

まだ詳しく出てはいないような感じなんですか。

○教育施設課長

概算でございますけれども、各学校の設計額の内訳といたしましては、片島小学校が440万円、内野小学校が380万円、小中一貫校幸袋校が460万円、椋本小学校が440万円、小中一貫校颯田校が500万円の計2223万8700円ということで計上させていただいているものでございます。

○藤堂委員

もう所管事務調査も昨日あっているんで、特段ここではないんですけど、先ほど秀村委員が言われたように、早急な整備をしないといけない。まず、付くだけでありがたいなというふうに私は思っているんですけど、順番は、やはりもうちょっと揉んでいただけないというふうに思います。教育長も今日来ているのであれですけど、やっぱり学校全体のデザインは考え直したほうがいいのかと。そこから降りてくる、空調のほうがやはり無駄なくきれいに付くのかなというところはあるので、その辺、教育部のほうでもですし、市長もここは考えていただきたいなというふうに思っている次第であります。

続けて、災害復旧費のところなんですけれども、予備費で充てられた部分もあると思うんですが、災害前の状態に戻るの、大体どのくらいの期間なのかというのだけ、ご質問よろしい

でしょうか。

○土木管理課長

7月上旬の雨なんです、7月10日に県土木整備事務所に報告し、9月9日に災害査定を受けております。

工事の実施が11月から来年3月末までになりますので、来年3月末までには完了できる予定でございます。

○委員長

ほかに質疑はありませんか。

(な し)

質疑を終結いたします。討論を許します。討論はありませんか。

(討論なし)

討論を終結いたします。採決いたします。「議案第90号 令和8年度 飯塚市一般会計補正予算(第2号)」については、原案のとおり可決することに、ご異議ありませんか。

(異議なし)

ご異議なしと認めます。よって、本案は、原案どおり可決すべきものと決定いたしました。

次に、「議案第98号 飯塚市消防団員等公務災害補償条例の一部を改正する条例」を議題といたします。執行部の補足説明を求めます。

○防災安全課長

「議案第98号 飯塚市消防団員等公務災害補償条例の一部を改正する条例」につきまして、補足説明いたします。

議案書の68ページをお願いいたします。今回の改正は、非常勤消防団員等に係る損害補償の基準を定める政令の一部改正に伴いまして、飯塚市消防団員等公務災害補償条例の一部を改正するものでございます。

69ページに新旧対照表をつけておりますが、今回の改正は、当該政令で定められています葬祭補償の定額部分の改正に合わせ、本条例第18条において、葬祭補償の定額部分を31万5千円から33万円に改正するものでございます。

以上、簡単ではございますが、補足説明を終わらせていただきます。

○委員長

説明が終わりましたので、質疑を許します。質疑はありませんか。

○光根委員

今回の改正は、葬祭補償制度の定額部分の引上げということで、葬祭補償制度そのものについてご説明いただけますか。

○防災安全課長

補償制度について、ご説明いたします。消防団員等が公務により、または消防作業等に従事し、もしくは救急業務に協力し、または応急措置の業務に従事したことにより、死亡した場合において葬祭補償を支払うというふうな葬祭補償の基準があります。

○光根委員

先ほど定額部分の引上げということだったんですけれども、この部分がただ単に上がるだけなんですか。

○防災安全課長

定額部分が上がるのみになっております。

○光根委員

それでは、現在の消防団員の数と、これまでにこの制度が適用された実績は分かりますか。

○防災安全課長

消防団員数は、9月1日現在で910名になっております。この葬祭補償について、本市合

併後について支給されたというふうな実績はありません。

○委員長

ほかに質疑はありませんか。

(な し)

質疑を終結いたします。討論を許します。討論はありませんか。

(討論なし)

討論を終結いたします。採決いたします。「議案第98号 飯塚市消防団員等公務災害補償条例の一部を改正する条例」については、原案のとおり可決することに、ご異議ありませんか。

(異議なし)

ご異議なしと認めます。よって、本案は、原案どおり可決すべきものと決定いたしました。

お諮りいたします。案件に記載のとおり、執行部から2件について、報告したい旨の申出がっております。報告を受けることにご異議ありませんか。

(異議なし)

ご異議なしと認めます。よって、報告を受けることに決定いたしました。

「令和8年熊本地震について」、報告を求めます。

○防災安全課長

「令和8年熊本地震について」、報告いたします。令和8年7月28日16時27分、熊本県熊本地方を震源地とする最大震度7の地震が発生しました。本市におきましても震度4が観測されたため、同日16時45分に災害警戒準備室を設置いたしております。人的被害や建物等の被害の状況把握を行い、翌29日8時30分をもって、災害警戒準備室を解除いたしております。

直ちに被災地への支援体制を確立するため、同日付で飯塚市災害支援対策本部を設置し、次の取組を行っております。

まずは、義援金の募集でございます。7月31日より市内18か所に募金箱を設置し、ホームページ、SNSを通じて呼びかけを行い、9月10日現在で102万965円の義援金が寄せられております。寄せられた義援金は、日本赤十字社を通じて被災地に送られます。

次に、職員の派遣でございます。日本水道協会九州地方支部からの要請に基づき、7月29日から5班4名体制で、御船町、宇土市、宇城市に給水車を派遣し、給水支援に従事しております。また、福岡県や福岡県市長会からの要請に基づき、下水道管調査支援、避難所運営支援、窓口業務支援、住宅等被害認定調査支援の職員派遣を行っております。

その他といたしまして、住宅におきましては、福岡県と連携し、公営住宅相談窓口を設置し、住宅を失った被災者を対象に、市営住宅への受入れ相談を行っております。今後も被災地からの要請に基づき、継続した支援を行っていきたいというふうに考えております。

以上、「令和8年熊本地震について」の報告を終わります。

○委員長

報告が終わりましたので、質疑を許します。質疑はありませんか。

○藤堂委員

まずは被災されている方々に対し、お見舞いを申し上げるとともに、飯塚市の職員が被災地に行かれて、様々な支援をしていただいたということで、改めて感謝を申し上げます。ありがとうございます。

1点だけ質問です。公営住宅のところなんですけど、今、何世帯ぐらい受入れ可能の余地があるのか、それとも相談だけなのか、その点だけ教えていただけると。

○防災安全課長

本市の市営住宅は、20住宅用意しております。受入れについての相談なり、受入れしたというのは、現時点では行われていません。

○委員長

ほかに質疑はありませんか。

(な し)

質疑を終結いたします。本件は報告事項でありますので、ご了承願います。

次に、「行政経営戦略推進プラン（後期プラン）の策定スケジュールについて」、報告を求めます。

○行政管理課長

「行政経営戦略推進プラン（後期プラン）の策定スケジュールについて」、報告いたします。

資料をお願いいたします。令和5年度に策定した行政経営戦略推進ビジョンは、令和6年度から10年度までの5年間を計画期間とし、具体的な取組を示す行政経営戦略推進プランは、令和6年度から8年度までの3年間を前期、令和9年度から10年度の2年間を後期とし、令和8年度に後期プランを策定することとしております。

今回は、このスケジュールについて報告いたします。現在、行政管理課から発出した後期プラン策定方針に沿って、各課から提出された素案について協議を行っております。今後、附属機関で外部有識者から構成する飯塚市行政経営戦略推進審議会の審議を経まして、市長をトップとする飯塚市行政経営戦略推進本部にて審議し、当初予算を反映した後期プランを来年2月に決定することとしております。この内容につきましては、令和9年第1回定例会の常任委員会で報告する予定としております。

以上、簡単ではございますが、報告を終わります。

○委員長

報告が終わりましたので、質疑を許します。質疑はありませんか。

(質疑なし)

質疑を終結いたします。本件は報告事項でありますので、ご了承願います。

これをもって、総務委員会を閉会いたします。お疲れさまでした。